

徳島市母子家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 徳島市は、母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、母子家庭の母に対して、高等技能訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、入学支援修了一時金を修了後に支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 高等技能訓練促進費（以下「訓練促進費」という。）
- (2) 入学支援修了一時金（以下「一時金」という。）

(支給対象者)

第3条 訓練促進費を受けることができる者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また一時金を受けることができる者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、第4条に定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している母子家庭の母（その者が住所を徳島市内に有する場合に限る。）とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同様の所得水準にあること。
- (2) 次条各号に掲げる資格の養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 訓練促進費の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く。）。

(対象資格)

第4条 訓練促進費の支給の対象となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 前5号に準じる資格で就職を容易にするために必要な資格として市長が別に定めるもの

(支給期間等)

第5条 訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限3年）と

し（平成24年3月31日まで修業している者については全期間とする。）申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

2 一時金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

（支給額等）

第6条 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、訓練促進費は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（徳島市市税賦課徴収条例第20条の規定により市民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されない事となる者を 含むものとし市民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）

月額10万円（平成24年3月31日までに修業をしている者は14万1千円）

(2) (1)に掲げる以外の者 月額7万5千円

2 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、一時金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市民税が課されない者 5万円

(2) (1)に掲げる以外の者 2万5千円

（給付金の支給の手続）

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して、母子家庭高等技能訓練促進費等支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）を、訓練促進費にあっては、修業を開始した日以後に、一時金にあっては、修了日を経過した日以後に、修了日から起算して30日以内に提出しなければならない。（やむを得ない事由があると認められる場合を除く。）

2 申請者が支給申請書に添付すべき書類は、給付金の区分に応じ、次のとおりとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 訓練促進費

当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本並びにこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

児童扶養手当証書の写し又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親

族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

第6条(1)に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条(1)に掲げる者に該当することを証明する書類

修業している養成機関の長の在籍証明書類

(2) 一時金

当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

児童扶養手当証書の写し又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

第6条(1)に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条2(1)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

修業している養成機関の長の修了証明書の写し

- 3 市長は、支給申請書を受理したときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、支給の可否を決定するに当たり、必要に応じて、母子家庭高等技能訓練促進費等支給判定委員会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、支給の決定をしたときは、母子家庭高等技能訓練促進費等支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 6 前項の規定により、支給の決定を受けた申請者は、母子家庭高等技能訓練促進費等支給請求書（様式第3号）を、市長あてに提出するものとする。

（修業期間中の報告）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、訓練促進費の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、受給者に対し、前項の他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求

めることができるものとする。

- 3 受給者は、第3条に規定する支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、その日から起算して14日以内に、母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・異動届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消）

- 第9条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消すとともに、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

- 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年8月19日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、修業開始日が、平成20年4月1日以降の者から適用することとし、平成19年度以前から修業を開始している者については、なおその効力を有する。

附則

この要綱の一部改正は、平成21年2月4日から施行する。ただし、第3条、第5条第1項及び第7条第1項の改正規定は、平成19年度以前から修業を開始している者については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に訓練促進費の支給の申請をした者に適用し、施行日前に訓練促進費の支給の申請をした者は、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱の一部改正は、平成21年6月5日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の訓練促進費の支給から適用し、施行日の属する月の前月までの訓練促進費の支給については、なお従前の例による。

- 3 平成19年度以前に修学を開始している者については、施行日の属する月の訓練促進費の支給から改正後の第6条第1項第1号に定められた支給額を支給し、施行日の属する月の前月までの訓練促進費の支給については、なお従前の例による。

附則

この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱の一部改正は、平成24年8月1日から施行する。